

●香川県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年3月12日から同年4月2日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 橘大角坂手港線（248号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町坂手乙2番83 地先から 小豆郡小豆島町坂手乙2番26 地先まで	5.7~31.9	84	平成31年香川県告示第63号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和3年3月12日